

環境局が貸与する管理用具（ごみ収集枠）

（ごみ収集枠の仕様等）

- 概ね10世帯以上で利用するごみステーションを管理している自治会、町内会等の任意団体及びごみステーションを管理している者の代表者で管理用具を必要とする者に貸与します。（戸別収集する場合には対象としません。）
- 利用世帯数に応じた大きさ・数量のもの（約10世帯用又は約15世帯用）を貸与します。
- 折畳み式のごみ収集枠は民地や道路上の支障がない場所に置く場合に設置することができます。（道路上に設置しようとする場合、事前に区役所維持管理課に相談してください。）
- 貸与はごみステーション1か所につき1回限りです。（補助制度を利用した場合、貸与制度との併用はできません。）

（広げた状態）



写真は約10世帯用です。

（ごみ収集枠の種類及び寸法の目安）

約10世帯用

（幅1.2m×奥行0.6m×高さ0.7m程度
重さ約8.5kg）

約15世帯用

（幅1.8m×奥行0.6m×高さ0.7m程度
重さ約11kg）

（折り畳んだ状態）



（収集後は持ち帰ってください）



ごみ収集日にごみを収集するまでの間に限り、ごみ収集枠を広げて道路を一時的に使用する場合には、道路占用許可は必要ありません。